

## 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 寄附金募集要綱

本募集要綱は、第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の準備運営に資するための寄附金の募集について、募集の目的、目標額、期間、対象、募集方法、使途及びその他必要な事項を定めたものです。

### 1 名称

東京 2025 デフリンピック準備運営寄附金（以下「本寄附金」という。）

### 2 目的

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）は、令和 7 年 11 月に東京で開催される第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025（以下「本大会」という。）の競技、会場運営などを担います。

広く支援を募ることで、本大会の準備運営に必要となる資金を確保し、大会を万全に運営するため、本寄附金の募集活動を行います。

この活動を通じて、デフリンピックやパラスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害のあるなしに関わらず、ともにスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重しあう共生社会づくりにも貢献したいと考えています。

### 3 目標額

1 億円（目標額に到達した場合でも、募集は継続します。）

### 4 期間

令和 6 年 3 月 22 日から令和 7 年 11 月 30 日まで

### 5 対象

(1) 個人

(2) 企業又は団体等（以下「企業等」という。）

### 6 募集方法

#### (1) 指定口座への振込

ア 個人又は企業等は、別紙申出書に氏名、金額、公表の同意等の必要事項を御記入いただき、メール又は郵送で「11 連絡先」までお送りください。

イ 申出書に記載された金額を指定口座にお振込みください。

なお、振込手数料等については寄附者様に御負担いただきます。

ウ 入金内容等を確認後、別紙申出書に記載された送付方法で寄附金受領書を送付

いたします。

受領書の発行日は指定口座における入金日となります。いかなる場合においても発行日の変更はできませんので、あらかじめ御了承ください。

エ 寄附金額 制限なし

※受領書の発行は1千円以上に限ります。

オ 受領書の発行には申出書到着から3週間程度要します。申出書の送付から1か月以上経過しても受領書が届かない場合は「11 連絡先」まで御連絡ください。

カ アにより氏名等の公表に同意いただいた方は、御寄附に対する感謝の意を表すため、事業団のホームページ等に掲載いたします。

(2) クラウドファンディング

期間中に事業団が実施するクラウドファンディングの各プロジェクトにお申込みいただくことでも御寄附が可能です。詳細は、事業団のホームページ等でお知らせします。

(3) 募金活動

期間中に事業団が実施又は事業団が認める第三者の募金活動でも御寄附が可能です。詳細は、事業団のホームページ等によりお知らせします。

なお、募金活動による御寄附については受領書の発行ができません。寄附金控除を御希望の方は(1)又は(2)の方法による御寄附をお願いいたします。

7 使途

本寄附金は、本大会において事業団が実施する以下の事業に係る経費に充当します。

- (1) 競技・会場の準備・運営に関する事
- (2) 開閉会式の準備・運営に関する事
- (3) 宿泊・輸送に関する事
- (4) アク্রেディテーションに関する事
- (5) 会場における警備に関する事
- (6) 飲食・会場内の清掃に関する事
- (7) 医療体制・ドーピング検査に関する事
- (8) デフリンピック・スクエアの準備・運営に関する事
- (9) ボランティアに関する事
- (10) スタッフのユニフォームに関する事
- (11) 表彰式・メダルに関する事
- (12) その他、本大会の準備・運営に必要な事業に関する事

なお、令和5年度及び令和6年度に受領した本寄附金については、後年度の経費に充

当する場合があります。

## 8 受入除外基準

寄附又は寄附者が以下のいずれかに該当する場合又はそのおそれがあると認められる場合には、寄附の受入れを辞退し又は既に受けた寄附を返還させていただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、この場合、返金額は振込手数料等を差し引いた金額となります。

- (1) 寄附が偽りその他不正の手段に基づき行われたとき。
- (2) 寄附を受けることにより、大会の中立性、公平性等の確保が困難になるおそれがあるとき。
- (3) 寄附を受けることにより、デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあるとき。
- (4) 寄附者が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）であるとき。
- (5) 寄附が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（（平成 11 年法律第 136 号）に規定する不法収益等と疑われる財産により行われたとき。
- (6) 寄附又は寄附者がその他法令等に違反するとき。

## 9 本寄附金に対する税制上の優遇措置

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団は公益認定を受けておりますので、御寄附については以下の基準により個人又は企業等の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

### (1) 寄附者が個人の場合

確定申告により所得控除が受けられます。

[所得控除]

(寄附金額－2,000 円)の金額が所得金額から控除されます。

控除額は所得金額の 40%が限度となります。

### (2) 寄附者が企業等の場合

一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度が設けられています。御寄附をいただきました際には「寄附金受領書」をお送りいたしますので、当該年の確定申告の際に所轄税務署に御提出ください。

## 10 個人情報の取扱いについて

御寄附いただいた方の氏名・住所その他の個人情報は、「公益財団法人東京都スポー

「ツ文化事業団個人情報の保護に関する規程」により適正に取り扱い、寄附に係る業務のために利用いたします。御不明な点がございましたら、「II 連絡先」までお問合せください。

## II 連絡先

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

デフリンピック準備運営本部総務部予算グループ

住所：〒135-0064

東京都江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル 14階

メール：contribution@deaf2025.jp